

栃ト協発20号
平成20年5月8日

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会
会長 関 谷 忠 泉
(公印省略)

平成20年度(第48回)トラック事業近代化基金融資申込みについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さてみだしの基金融資は、トラック運送事業の振興発展のため栃木県より交付された交付金の一部を基金として商工中金宇都宮支店に積立て、その運用果実から利子補給を行ない、融資を通じトラック事業の近代化・合理化・環境対策の対応を図ることを目的として行なわれているものです。

これは交付金制度の趣旨から、この積立金額の一定倍率の枠を設け積立金の果実から組合0.8%、組合員0.8%の利子補給を行なって会員事業場の金融の円滑化と利息負担の軽減に役立たせようとするものです。

ついては、融資申込みを希望される方は別紙、公募要綱を参照の上申込み期限に遅れの無きよう、公募期間内に関係書類を添えて申し込み下さい。

なお、申込み用紙は(社)栃木県トラック協会(業務部： 028-658-2515)あてに電話で申し込み頂ければ用紙を送付致します。

追 記

年度の融資限度額は1,500万円になりますが、現在の借入残高に本年度の申込額を加算した金額が3,000万円以内であること。また、融資推薦申込み総額が融資枠を上回った場合は、公開抽選により推薦決定とする。

第48回栃木県トラック事業近代化基金融資申込み公募要綱

平成20年5月8日
社団法人 栃木県トラック協会

1. 公募融資総枠 11億7,020万5,000円
2. 公募期間 平成20年5月9日(金)から同年6月9日(月)まで
3. 融資対象者 社団法人栃木県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者で、次に該当するものとする。

- (1) 商工中金に対して出資している協同組合等の団体、またはその構成員であること。
- (2) 商工中金の代理店となっている信用組合の組合員であること。但し、この組合は信用組合を通じてのみ代理貸付を受けられる。

〔注〕(1) に該当する共同体は次のとおりである。
(商工中金に出資している組合に限る)

栃木県トラック協会協同組合
栃木県トラック運送事業協同組合
宇都宮貨物運送事業協同組合
安佐トラック運送事業協同組合
栃木県北貨物運送事業協同組合
栃木県東トラック運送事業協同組合
栃木県南トラック協同組合
両毛運送事業協同組合
栃木県塩那地区運送事業協同組合
足利トラックセンター事業協同組合
とちぎ流通センタートラック協同組合
物流ネットワーク栃木協同組合
グリーンロード協同組合
とちぎ未来ロジスティクス協同組合
協同組合日本引越しセンター
関東運送事業協同組合
(高速道路料金の別納、割引制度利用を目的とした組合)
関東交通共済協同組合
(任意保険の利用を目的とした組合)

- (2) の商工中金の代理店となっている信用組合は次のとおりである。
真岡信用組合(真岡)
那須信用組合(那須塩原)

4. 融資対象事業

- (1) トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
トラック事業者が近代化・合理化のための事務機器(コンピュータ・ファクシミリ・複写機・MCA機器等)の設置購入に要する資金を含む。
設備の「補修・改修」に要する資金を含む。

(2) 福利厚生施設の整備に要する資金

(3) 荷役機械・車両等の購入（代替を含む。）及び車両の改造に要する資金及び、環境対策に対応を図る為のDPF・酸化触媒の装着費用

〔注〕上記事業に要する資金で、投資の時期が平成20年4月以降平成21年3月末までの期間内であるものを融資対象とする。

〔注〕運転資金は含まない。

5. 融 資 条 件 商工中金で定める一般貸付けの要領によって処理されるが、トラック運送事業の公平な振興、機会の均等をはかるため融資限度等を次のとおり定める。

(1) 融資限度 イ、個別企業体の場合は1,500万円まで
ロ、協同組合等の場合は1,500万円まで

但し、現在の借入残高に本年度の申込額を加算した金額が3,000万円以内であること。また、融資推薦申込み総額が融資枠を上回った場合は、公開抽選により推薦決定とする。

(2) 貸出利率 商工中金の所定の利率による。

(3) 償還期間 10年以内とする。ただし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数の70%以内とする。（車両については5年以内）

(4) 据置期間 償還期間のうち6ヶ月以内とする。

(5) 担 保 原則として、商工中金の定めるところによる。

(6) 保 証 人 原則として、代表者および常勤役員の個人保証を必要とする。協会は債務保証をしない。

6. 利 子 補 給 この制度融資の借入者に対し、協会は次の補給率による利子補給を行なうものとし、借入者が商工中金に対し利息を支払うときに利子補給金を支給する。

利子補給率	協同組合等の団体	個別企業体
期間1年以上10年以内の貸付	年0.8%	年0.8%

【近代化基金融資利率】

長期プライムレート - 利子補給率 = 債務者負担率

2.10% - 0.80% = 1.30%

（平成20年3月11日付け）

7. 取扱金融機関 商工組合中央金庫宇都宮支店又は同足利支店及びその代理店
8. 申込み方法 所定の申込書により公募期間満了日（平成20年6月9日(月)）までに社団法人栃木県トラック協会に申込みすること。（融資推薦申込み者の本社が所在する都道府県のトラック協会に対してのみ、これを行なうことができる。）

イ、融資推薦申込書

ロ、企業要領（個別企業または組合用）

ハ、事業計画書

協会では運営委員会（理事会）を開催し、事業計画の適否について検討した後、申込み者に対し融資推薦の適否を決定通知する。

申込み希望者は、協会からの融資推薦決定通知書の写しを添えて商工中金に借入れ申込みをする。

9. 融資推薦適否決定通知予定日 平成20年 6月中旬（予定）
10. 商工中金あて借入れ申込期限 平成21年 3月末日
11. 貸出開始予定日 平成20年 7月上旬以降
12. その他

この要項に定めない事項は、近代化基金運営要項および近代化基金運営事務取扱細則の定めるところによる。

〔注〕借入れ手続きは、商工中金の一般貸付けと同じ取扱いとなるが、次の点に留意されたい。

イ、資料の持参

説明資料として、最近二期分程度の決算書、事業経歴書、事業計画書等の書類を持参する。

ロ、責任者による説明

収支の現状や今後の業績の見通し、および資金借入れが必要な理由とその効果等、経営の全般について責任者が直接説明することが望ましい。

ハ、返済計画

借入れに際しては、借入れた資金をどのようにして、いつまでに返済できるか、また、その財源と見とおしを十分検討したうえで申込みが必要である。

二、使途確認

融資対象物件が完成（購入）したときは、使途確認のため、不動産の場合は契約書写しと登記簿謄本、動産の場合は領収書などを商工中金あて提出する。

以上